

金融庁が実施した政策評価についての審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。)では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

金融庁「平成15年度事業評価書(平成16年度概算要求に係る新規・拡充事業)」における計6件の政策評価

2 審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての確な政策の採択や実施の可否を検討するものとされている(基本方針 - 4 - ア)。事前評価においては、一定規模以上の事業費を要する個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策について、その実施が義務付けられている(行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「評価法」という。)第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第323号)第3条)。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業や規制等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、政策評価の質の向上に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

(政策効果の把握及び得ようとする効果の達成見込みについて)

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている(評価法第3条)。事前評価を行う場合には、政策を決定する前の時点において、当該政策の実施により得られると見込まれる政策効果を把握した上で、「得ようとする効果」と「実際に見込まれる効果」との関係性を明らかにし、当該政策の有効性を検証することが必要である。すなわち、事前評価においては、当該政策を実施することにより得ようとする政策効果は本当に得られるのか、その確実性(安定性)はどの程度のものなのかについて明らかにしていくことが求められる。

また、得ようとする政策効果が費用に見合ったものとなっているかどうか等の効率性に関する予測は、評価の対象とされる政策に適合した測定手法が開発されない状況において定量的に行うことは必ずしも容易なことではない。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

政策の実施により得ようとする効果について、実際にどの程度得られると見込まれるかなど、得ようとする効果の達成見込みの確からしさがどのように検証されているか。

費用に見合った政策効果が得られるかどうかについて、どのような説明がされているか。また、定量的な分析は試みられているか。

(事前評価の結果の妥当性の検証について)

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である(基本方針 - 4 - ウ)。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的(定量的)に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

事後的な検証を行うなど、事前評価の結果の妥当性をどのように検証しようとしているのか。

また、事後的な検証を予定している場合には、政策効果の把握の方法が、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

3 審査の結果

金融庁では、評価法上、事前評価の実施が義務付けられている政策以外に、基本計画において、規制の新設など新規に開始又は拡充を予定している事業(予算、規制、法令等)を事前評価の対象とし、これらについて必要性、有効性、効率性等の観点から評価を行うこととしている。これらの観点のうち、必要性の観点については、公益性の有無、国で行う必要性の有無、民営化・外部委託の可否、緊要性の有無及び他の類似施策の有無の各項目を設けて評価を行うこととしている。

6件の政策評価(事前評価)についての審査の結果は、以下のとおりである(詳細は、別添政策評価審査表(事前評価関係)参照)。

【審査結果整理表】

整理番号	政策	手段	得ようとする効果の明確性	効果の達成見込みに関する検証方法		効果の把握の方法の特性	効率性に関する情報
				推論	その他		
1	金融知識の普及活動	平成 15 年度に開発した中学・高校生向けの金融分野に関する副教材の内容の拡充、製本版の作成、全国の中学・高校に見本の配布 金融取引等を解説したパンフレットを作成し、全国の高校 3 年生全員に配布					
2	マネー・ロンダリング及びテロ資金対策に係るコンピュータ・システムの機能強化	特定金融情報データベース機能の段階的開発（疑わしい取引に関する情報相互間の関連性を明らかにする機能の追加）			比較		
3	行政情報化の効率的な推進	システム分析を外部のコンサルティング業者に委託し、行政情報化推進に関する専門的な支援・助言を得る。 明確化された課題に対する改善方を策定	(システム分析を通じて効果を明確化)				
4	有価証券報告書等の企業内容等の開示書類の電子化	証券取引法に基づく開示書類について、その提出から公衆縦覧等に至るまでの一連の手續の電子化 大容量ファイルでの提出や磁気ディスク提出に対する受理機能の拡充 システム環境の変化に伴う対応や開示書類の印刷機能や検索機能の拡張等 将来の証券取引法の開示制度の整備に関するシステムの開発・整備			比較		
5	公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの構築	試験結果のデータベース化により、迅速な判定結果の算出や多角的データ分析を可能にするためのシステムの構築（公認会計士試験システムの構築に向けたシステム設計）					
6	オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化	金融機関等から提出された各種経営資料の分析のためにコンピュータ・システムの機能を強化（徴求項目の追加・変更等、柔軟な機能追加ができるようなシステムの機能拡張）			比較		
合 計（6 件）			= 4 = 2	/		= 6	= 5 = 1
総括記述	<p>評価の対象とされた 6 事業のうち、4 事業（整理番号 2、4、5 及び 6）は、データベースや情報分析等のコンピュータ・システムに具体的な機能を追加しようとするものである。これら 4 事業についての評価をみると、より優れた機能を有するコンピュータ・システムを開発・活用することにより、手續の電子化、大量の情報の受理・分析等の所期の性能が得られるものであるとしており、得ようとする効果は明確にされている。</p> <p>一方、残る 2 事業についての評価をみると、得ようとする効果について、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」の効果が発現したことをもって得られたとするのか、必ずしもその状態が特定されていない。2 事業のうち、「金融知識の普及活動」</p>						

により得ようとする効果は、金融取引等に関する基礎的な知識を中学生及び高校生に習得してもらうことであるとされているが、金融庁では、知識の習得の程度を具体的に特定して示すことは事柄の性格上難しいとしている。また、「行政情報化の効率的な推進」は、「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、各業務・システムに係る最適化計画を策定し、その下で、庁内システムのコスト削減やシステム間の連携を含むシステム間の利便性及び品質向上という効果を得ようとするものである。金融庁では、「電子政府構築計画」において実施することとされている作業の進捗よく状況にかんがみ、得ようとする効果については、平成16年度に行われる予定のシステム分析を通じて、今後具体的に明らかにしていくものとしている。

効果の達成見込みについては、6事業のうち3事業について、推論による定性的な説明にとどまらず、過去に実施された同種類別の事業により得られた効果や実績を基に、効果の達成見込みについて説明されている（「比較」に該当）。

得ようとする効果が実際にどの程度得られたのかを事後に検証・評価する場合、得ようとする効果がどの程度発現したことをもって所期の効果が得られたとするのかをあらかじめ事前評価の際に明らかにしておくことが重要となる。今後とも、事業の実施により得ようとする効果を明らかにするとともに、その達成見込みについても掘り下げた分析を行う取組を継続していくことが期待される。

金融庁の評価書においては、「効果とコストとの関係に関する分析」の欄が設けられ、同一の効果を得るための他の代替手段との比較を行った結果等を説明しているものがみられる。このような説明を行う場合には、分析の裏付けとなる客観的な情報・データをできる限り明らかにしていくことが望ましい。

- （注）1 「得ようとする効果の明確性」欄には、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなどどのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されている場合には「 」を、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」は明らかでないなど具体的には特定されていない場合には「 」を、得ようとする効果についての記載がない場合には「 - 」を記入している。
- 2 「効果の達成見込みに関する検証方法」欄には、推論及び比較・推計・実験のうち該当する分類（推論欄には ）を記入している（複数もあり得る。）
- 「推論」 定性的な説明等により、得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを説明している。
- <その他の検証方法（例示）>
- 「比較」 過去の同種類別の政策の実施等により得られた効果、実績等を基に、今回の政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを帰納的に根拠付けている。
- 「推計」 定量的なデータの集計・分析等に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを一定の手法により算出し根拠付けている。
- 「実験」 実験や研究の結果に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを実証的に根拠付けている。
- 3 「政策効果の把握の方法の特定性」欄には、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされている場合には「 」を、効果の把握の方法が不明確の場合には「 」を記入している。
- 4 「効率性に関する情報」欄には、当該政策（施策や事業）の実施に要する費用等に関する分析の結果が示されている場合には「 」(当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について定量的な分析が試みられている場合には「 」)を、当該政策の実施に要する費用等の見込額、従来からの活動等についての予算執行額（実績額）等の記載にとどまっている場合には「 」を、上記の情報が記載されていない場合には「 - 」を記入している。

（全体注） 各府省の評価の実施状況を踏まえた横断的又は共通的な課題等の整理・分析については、今年度末を目途に別途取りまとめる予定である。

【別添】

政策評価審査表（事前評価関係）

（説明）

本審査表は、公表された金融庁の「平成 15 年度事業評価書（平成 16 年度概算要求に係る新規・拡充事業）」を基に総務省の責任において整理したものである。

各欄の記載事項については以下のとおりである。

欄 名		記 載 事 項
「整理番号」欄		評価書の目次にある記載番号を基に記入した。
「政策（名称、目的等）」欄		評価の対象とされた政策の名称、目的等を記入した。
「手段」欄		政策の目的の実現のために具体的に講じる手段を記入した。
「得ようとする効果」欄		政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。
「有効性」欄	「効果の達成見込みの根拠」欄	政策の実施により「得ようとする効果」が実際に得られる見込みについて、それがどの程度確実なものなのか、その根拠（確からしさ）が評価の過程でどのように検証されたのかを整理して記入した。
	「分類」欄	<p>「得ようとする効果の達成見込みの根拠」の内容について、推論及び比較・推計・実験のうち該当する分類を記入した（複数もあり得る。）</p> <p>「推論」 定性的な説明等により、得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを説明している。</p> <p><その他の検証方法（例示）></p> <p>「比較」 過去の同種類別の政策の実施等により得られた効果、実績等を基に、今回の政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを帰納的に根拠付けている。</p> <p>「推計」 定量的なデータの集計・分析等に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを一定の手法により算出し根拠付けている。</p> <p>「実験」 実験や研究の結果に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを実証的に根拠付けている。</p>
「効果の把握の方法」欄		得られると見込まれる効果をどのように把握・推計したのか（事後の検証を予定している場合には、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのか）を記入した。
「必要性及び効率性に関する特記事項」欄		<p>以下に該当するものについて記入した。</p> <p>「必要性」 当該政策の実施を明確に位置付けている法令、閣議決定等の政府方針に基づいていることが記述されているもの</p> <p>「効率性」 当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について分析が試みられているもの</p>

政策評価審査表（事前評価関係）

（金融庁：事前評価）

整理番号	政策 （名称、目的等）	手段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
1	金融知識の普及活動 （学校教育における金融の仕組みや取引ルール等に対する知識・理解の深化）	平成15年度に開発した中学・高校生向けの金融分野に関する副教材の内容の拡充、製本版の作成、全国の中学・高校に見本の配布 金融取引等を解説したパンフレットを作成し、全国の高校3年生全員に配布 【平成16年度概算要求額】 31,156千円	中学・高校生における金融取引等に対する基礎的な知識の蓄積 金融取引によるトラブルの事前予防に資する。	生徒の金融取引等に対する基礎的な知識の蓄積が期待されるため、金融取引によるトラブルの事前予防に資することが期待できる。	推論	副教材の利用度、パンフレットに対する評価や改善点、金融教育の現状等の把握のため学校現場に対しアンケートを実施	
2	マネー・ロンダリング及びテロ資金対策に係るコンピュータシステムの機能強化 （犯罪捜査等への効率的・効果的活用を資するためにマネー・ロンダリング及びテロ資金供与の疑いのある取引に関する情報を捜査機関等に提供）	特定金融情報データベース機能の段階的開発（疑わしい取引に関する情報相互間の関連性を明らかにする機能の追加） 【平成16年度概算要求額】 47,699千円	疑わしい取引に関する情報相互間の関連性を明らかにする機能の追加による情報の処理能力の向上	これまでのデータベース・システムの段階的開発・運用により、近年、疑わしい取引に関する情報の届出件数が急増している中において、犯罪捜査等に資する情報の迅速・的確な提供が可能となってきた。今後も届出件数の増加が見込まれる中で開発を続けることにより、情報の的確な処理が期待できる。	推論比較	疑わしい取引に関する情報相互間の関連性を明らかとするシステム機能の確認 疑わしい取引に関する情報の分析に係る処理時間及び処理件数	【効率性】 システム開発を行わずに対応しようとする場合の person 費が、システム開発コストよりも大きいと見込まれる。

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
3	行政情報化の効率的な推進 (金融庁の検査・監督等の業務の適正な実施を支援すること)	システム分析を外部のコンサルティング業者に委託し、行政情報化推進に関する専門的な支援・助言を得る。 明確化された課題に対する改善方策を策定 【平成16年度概算要求額】 84,929千円	庁内システムのコスト削減、システム間の利便性及び品質向上 業務処理過程の重複等の徹底した排除 各府省共通業務・類似業務における共通システムの利用や業務・システムの一元化・集中化 定型的業務等の外部委託の推進等業務・システムの最適化	行政情報化のための専門的な支援・助言を外部の専門業者から受けることにより、より効率的、明確に問題点を把握し、業務・システムの最適化計画に反映させることで、システム間の利便性及び品質の向上につながると判断	推論	外部の専門業者より受けた支援・助言内容の検討 削減されたコストの分析 システム間の利便性・品質向上の確認	【必要性】 「電子政府構築計画」(各府省情報化統括責任者連絡会議決定(平成15年7月17日)) 【効率性】 当事業によらず行政情報化しようとする場合には、そのために費やされる人件費等がシステム分析の外部委託経費等より大きいと見込まれる。
4	有価証券報告書等の企業内容等の開示書類の電子化 (開示書類を提出する会社等の事務負担の軽減、投資家等による企業情報等へのアクセスの公平・迅速化を図り、もって証券市場の効率性を高める。)	証券取引法に基づく開示書類について、その提出から公衆縦覧等に至るまでの一連の手続の電子化 大容量ファイルでの提出や磁気ディスク提出に対する受理機能の拡充 システム環境の変化に伴う対応や開示書類の印刷機能や検索機能の拡張等 将来の証券取引法の開示制度の整備に関するシステムの開発・整備 【平成16年度概算要求額】 386,214千円	開示書類を提出する会社等の事務負担の軽減 投資家等による企業情報等へのアクセスの公平・迅速化	企業内容等の開示書類の提出をEDINET(有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム)により行った会社数の増加、インターネットを通じた情報公開サーバーへの月別アクセス件数の増加、各財務(支)局の証券閲覧室における縦覧者数の減少実績	推論比較	企業内容等の開示書類の提出をEDINETにより行った会社数の推移 インターネットによるEDINET情報の提供に対するアクセス件数 各財務(支)局の証券閲覧室における縦覧者数	【効率性】 開示書類提出会社等における書類作成コストや投資家等における企業情報入手のためのコストの低減が図られる。

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
5	公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの構築 迅速な試験結果の算出などを行うことにより、もって受験者等へのサービスの向上及び事務処理効率の改善を図る。	試験結果のデータベース化による迅速な判定結果の算出や多角的データ分析を可能にするためのシステムの構築（公認会計士試験システムの構築に向けたシステム設計） 【平成16年度概算要求額】 205,992千円	受験手続の簡素化や合格発表の迅速化などの受験者等に対するサービスの向上 事務処理効率の改善	コンピュータ・システムの開発により受験者等へのサービスの向上及び事務効率の改善を図るために必要な情報処理が可能になると判断	推論	公認会計士の新方式の試験導入に対応できるシステム機能の確認 受験手続の簡素化や合格発表の迅速化（受検願書受付から合格通知までの日数等）	【効率性】 コンピュータ・システムを構築せずに対応しようとする場合には、そのために費やされる人件費がコンピュータ・システムの開発コストよりも大きいと見込まれる。
6	オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化 コンピュータ・システムを用いて行う金融機関から徴求した情報の蓄積及び分析のシステム化	金融機関等から提出された各種経営資料の分析のためにコンピュータ・システムの機能を強化（徴求項目の追加・変更等、柔軟な機能追加ができるようなシステム機能の拡張） 【平成16年度概算要求額】 200,792千円	金融機関等からのデータ徴求項目の追加・変更に対応すること。 徴求したデータの業態横断的な分析等、多様なデータ分析が可能となること。 金融機関に対する監督手法の強化	これまでのシステムの活用により、監督部局の限られた人員で、検査と検査の間における金融機関等の経営状況の継続的な把握などのオフサイト・モニタリングを的確に実施することが可能となっており、平成14年12月に整備された早期警戒制度もコンピュータ・システムの活用によるオフサイト・モニタリングの的確な実施の基礎の上に成り立つものである。	推論 比較	多様なリスク分析手法が行えるシステム機能の確認 リスク分析手法の件数	【効率性】 コンピュータ・システムを機能強化せずに対応しようとする場合には、そのために費やされる人件費がコンピュータ・システムの開発コストよりも大きいと見込まれる。

(注) 金融庁の「平成15年度事業評価書（平成16年度概算要求に係る新規・拡充事業）」を基に当省が作成した。